

学校いじめ防止基本方針

滝沢市立姥屋敷小・中学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。さらに震災や家庭事情による転居や障がいの有無、新型コロナウイルス感染等による偏見や差別、誹謗中傷など、人権にかかわる問題についても、深刻化しており、注意深く対応していく必要がある。すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない行為である」という正義の心を育んでいく必要がある。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、情報を共有し、児童生徒の人権を守り、自死を絶対に防ぐという覚悟で、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心豊かでたくましい心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1)いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2)いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3)いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4)いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5)いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6)いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1)学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする教育活動に取り組む。
- (2)自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3)すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4)児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力(の素地)を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- (5)いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。その際、「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」も併せて活用する。
- (6)ネット上でのいじめ発生を防ぐため、情報機器利用について考える機会を設定し、正しく利用しようとする態度の育成を図る。
- (7)保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う児生会活動に対する支援を行う。
- (8)新型コロナウイルス感染症に対する知識・理解を深めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、思いやりの気持ちや感謝の心を育む取組を推進する。
- (9)教職員による暴力行為は体罰であり、ことばによる過度な叱責についても児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員の不適切な言動や体罰の禁止の徹底を図る。

2 児童生徒に培う力とその取り組み

- (1)自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2)学級活動や児生会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。特にネット上でのいじめ発生を防ぐため、情報機器利用について児童生徒が主体的に考える機会を設定し、正しく利用しようとする態度の育成を図る。そのために、教育振興運動やジュニアリーダーズセミナーを通じた、児童生徒によるスマートフォンの利用ルールづくりの活動などに参加したり紹介したりする。
- (3)学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4)「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等とおして、児童生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1)構成員

校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、該当教諭等

(2)取り組み内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成(道徳教育の全体計画への位置づけ)
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取り組み
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・学年の状況報告等)
- ⑤ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

※これら未然防止の推進など、学校基本方針に基づいて取り組みが実施されるよう、進捗状況を把握し、定期的検証を行う。

(3)開催時期

学期1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童生徒による取り組みの推進

児生会活動を中心にして、「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」を活用するなどし、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する取り組みを推進する。

5 家庭・地域との連携

- (1)学校いじめ防止基本方針を、ホームページなどで保護者や地域に対して、その主旨や内容を示すとともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (2)自治会、人権擁護委員等の関係諸団体といじめについて協議する機会や命の大切さについての講話等を実施するなど、地域ぐるみの取り組みを推進する。その際、「滝沢市いじめ防止等対策リーフレット」の活用を図る。
- (3)いじめ防止等の取り組みについて、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4)授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5)学級活動等で、いじめについて考えるにあたり、保護者にインタビューする。
- (6)通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。
- (7)情報機器利用に関して、教育振興協議会やPTAと連携して保護者の学びの機会を設け、学校と家庭、地域の共通理解を図る。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| (1)いじめの問題にかかわる校内研修会 | 年3回(6月, 11月, 2月) |
| (2)いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 | 同上 |

III いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1)いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2)日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、チェックシートを作成・活用し、児童生徒の表情や言動、生活記録ノート等の記述の変化に目を配り、アンテナを高く保つよう努める。
- (3)いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても児童生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4)遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5)小さくてもいじめの兆候に気付いたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| (1)児童生徒を対象としたアンケート調査 | 年3回(6～7月, 11月, 1～2月)…11月は、市一斉調査 |
| (2)保護者を対象としたアンケート調査 | 同上 |
| (3)教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 | 同上 |

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(児童生徒及び保護者)・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用 ……………養護教諭・教育相談コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口 ……………副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談 …学校または所轄警察署

参考【県内いじめ相談口一覧】

24時間子供SOSダイヤル(いじめ電話相談)	0120-0-78310	24時間
盛岡いのちの電話	019-654-7575	月～土12時～21時 日12時～18時
ヤングテレホンコーナー(岩手県警)	019-651-7867	平日9時～17時45分
青少年なやみ相談室	019-606-1722	火水金9時～16時 月木9時～20時
子どもの人権110番(法務局)	0120-007-110	平日8時30分～17時15分
チャイルドライン	0120-99-7777	月～土16時～21時
ふれあい電話(県立総合教育センター)	0198-27-2331	平日9時～17時
すこやかダイヤル(県立生涯学習推進センター)	0198-27-2134	平日10時～17時
すこやかテレフォン(滝沢市)	019-687-3866	平日8時30分～16時

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1)いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2)いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3)いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4)教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関との情報共有と連携の下、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1)いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2)いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3)いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4)いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (6)いじめを安易に「解決した」とせず、日常的に注意深く観察する。いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7)いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8)教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

☆いじめ判断指導レベル

- A:子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル。
 - B:教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル。
 - C:教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル。
 - D:行為が悪質であり、重大事態となりうるレベル。
- ※指導レベルCD事案については、速やかに市教委へ報告する。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1)いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2)学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3)全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、滝沢市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1)インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、滝沢市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2)児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3)インターネットへの利用環境について、ゲーム機、パソコン、スマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1)学校は、重大事態が発生した場合、速やかに滝沢市教育委員会に報告する。
- (2)児童生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

滝沢市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1)重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2)調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3)調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4)調査結果を滝沢市教育委員会に報告する。
- (5)いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する
- (6)いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7)「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■滝沢市教育委員会が調査の主体となる場合

滝沢市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

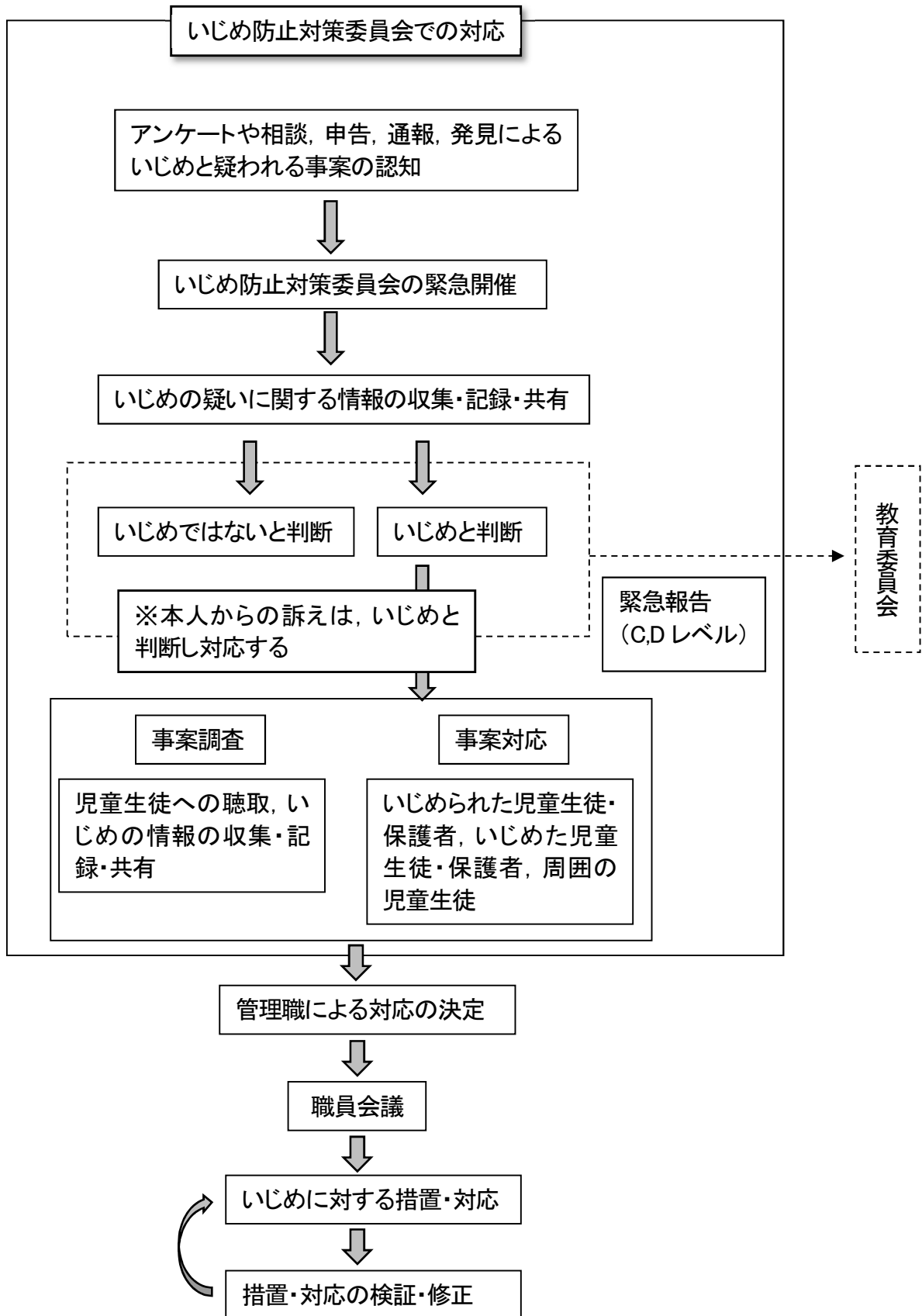
1 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

◇いじめ事案への対応フロー



※いじめ事案の内容により, 「いじめ防止対策委員会」の構成は柔軟に検討し, 校長が任命する。